

○九州地方整備局告示第七十八号

国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第十七号）第二条第一項の規定に基づき、長崎県五島市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料又は土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年七月一日

九州地方整備局長 藤巻 浩之

長崎県五島市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料又は土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示

長崎県五島市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料又は土砂採取料の額を定める告示（令和二年九州地方整備局告示第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

長崎県五島市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十条第六項の規定により国土交通大臣が徴収する占有料又は土砂採取料の額は、別表により算出した額に、当該促進区域内海域の占有又は土砂の採取につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課される消費税の額を課税基準として課されるべき地方消費税に相当する額を加えた額とする。ただし、消費税法（昭和六十三年法律第八十八号）第六条第一項の規定により非課税とされるものである場合には、別表により算出した額とする。

別表

一 占有料		単位	金額
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第二条第二項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備（チェーン、ワイヤー等及びケーブルを除く。）	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	外径が〇・〇七メートル未満のもの		十一円五十銭
	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの		十六円五十銭
	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの		二十四円五十銭
長さ一メートルに		三十三円	

改正前

長崎県五島市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十条第六項の規定により国土交通大臣が徴収する占有料又は土砂採取料の額は、別表により算出した額に、当該促進区域内海域の占有又は土砂の採取につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課される消費税の額を課税基準として課されるべき地方消費税に相当する額を加えた額とする。ただし、消費税法（昭和六十三年法律第八十八号）第六条第一項の規定により非課税とされるものである場合には、別表により算出した額とする。

別表

一 占有料		単位	金額
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用に関する法律第二条第二項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備（チェーン、ワイヤー等及びケーブルを除く。）	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	外径が〇・〇七メートル未満のもの		十二円
	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの		十七円
	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの		二十五円五十銭
長さ一メートルに		三十四円	

二 (略)	ケーブル				
	○・二メートル未満のもの	外径が○・二メートル以上○	・三メートル未満のもの	外径が○・三メートル以上○	・四メートル未満のもの
	外径が○・四メートル以上○	・七メートル未満のもの	外径が○・七メートル以上一	メートル未満のもの	外径が一メートル以上のもの
	つき一年				
	四十九円五十銭	六十五円	百十五円	百六十五円	三百三十円

二 (略)	ケーブル				
	○・二メートル未満のもの	外径が○・二メートル以上○	・三メートル未満のもの	外径が○・三メートル以上○	・四メートル未満のもの
	外径が○・四メートル以上○	・七メートル未満のもの	外径が○・七メートル以上一	メートル未満のもの	外径が一メートル以上のもの
	つき一年				
	五十円	七十円	百二十円	百七十円	三百四十円

附 則

この告示は、公布の日から施行する。